



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年6月10日金曜日 第2274号

◇ 目次 ◇

| | |
|--|-----|
| 大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... | 538 |
| 義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧 (2件)..... | 538 |
| 愛媛県紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更..... | 539 |
| 道路の区域変更(県道石鎚丹原線)..... | 539 |
| 道路の供用開始(")..... | 540 |
| 開発行為に関する工事の完了(2件)..... | 540 |
| 土地改良区の定款変更の認可(2件)..... | 540 |

落札者等の告示..... 540

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... 541

労働委員会公告

調停申請の公示..... 541

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第771号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成23年6月10日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

| 大規模小売店舗の名称 | 大規模小売店舗の所在地 | 変更した事項 | 変更前 | 変更後 | 変更の日 年月日 | 届出の日 年月日 |
|------------|---------------|--------------------|-------------|-------------|------------------|-------------|
| フジグラン松山 | 松山市宮西一丁目2-1 外 | 大規模小売店舗において小売業を行う者 | 株式会社フジほか36者 | 株式会社フジほか42者 | 平成23年4月27日 ほか | 平成23年5月26日 |

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第772号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成23年6月10日

愛媛県知事 中村時広

1 届出事項

(東予地方局管内)

| 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名 | | | 加 入 区 | 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 |
|--------------------------|---------------------------|----------------------|-------|---------------------------------|
| 西条市今在家184 - 2 日 野 清 見 | 西条市北条1235 - 25 中 津 正 義 | 西条市今在家275 近 藤 長 武 | 吉 井 | 河原津漁業協同組合 |

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成23年 6月10日から同年 6月24日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

| | |
|-------------|---------------|
| 東予地方局管内の加入区 | 東予地方局産業経済部水産課 |
|-------------|---------------|

○愛媛県告示第773号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成23年 6月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出事項

（中予地方局管内）

| 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名 | | | 加 入 区 | 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 |
|------------------------------|-------------------------------|---------------------------------|-------|---------------------------------|
| 松山市高浜町1丁目1405 稲 田 節 典 | 松山市高浜町2丁目乙69 - 14 沖 野 鶴 重 | 松山市高浜町3丁目1503 - 25 高 木 伊 勢 吉 | 高 浜 | 高浜町漁業協同組合 |
| 松山市高浜町6丁目1784 - 7 沖 野 安 夫 | 松山市高浜町6丁目1613 - 11 網 矢 光 憲 | 松山市高浜町5丁目乙74 - 214 網 矢 興 三 | 高 浜 | 松山市漁業協同組合 |

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成23年 6月10日から同年 6月24日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

| | |
|-------------|---------------|
| 中予地方局管内の加入区 | 中予地方局産業経済部水産課 |
|-------------|---------------|

○愛媛県告示第774号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

平成23年 6月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 指定 番号 | 売 り さ ば き 人 | | 変 更 事 項 | | 変更許可 年月日 |
|----------|------------------------|-------------|--|--|----------------|
| | 住 所 | 氏 名 又 は 名 称 | 新 | 旧 | |
| 八第 6号 | 西予市宇和町卯之町三丁目434 番地1 | 西予市 | 売りさばき人 西予市宇和町卯之町三丁目434番地 1 西予市 売さばき所 西予市三瓶町朝立1番耕地360番地 1 西予市三瓶支所 | 売りさばき人 西予市宇和町卯之町三丁目434番地 1 西予市 売さばき所 西予市三瓶町朝立7番耕地287番地 3 西予市三瓶総合支所 | 平成23年 5月23日 |

○愛媛県告示第775号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 6月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-------|---------------------------------------|----------|-------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 石鎚丹原線 | 西条市丹原町今井424番 5 から 同市丹原町今井417番 8 まで | 旧 | メートル 12.0～12.5 | キロメートル 0.037 | |
| | | | 新 | 17.0 | 0.037 | |

○愛媛県告示第776号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 6月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|---------------------------------------|-------------|
| 県 道 | 石鎚丹原線 | 西条市丹原町今井424番 5 から 同市丹原町今井417番 8 まで | 平成23年 6月10日 |

○愛媛県告示第777号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年 6月10日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

| 検査済証の番号 及び交付年月日 | 工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた 者の住所及び氏名 |
|---------------------------|-------------------------------|--------------------------|
| 23中局建（開）第8号 平成23年 6月1日 | 東温市志津川字八反地甲1688番 1 | 松山市平井町甲3649番地 3 石 割 稔 |

○愛媛県告示第778号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年 6月10日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

| 検査済証の番号 及び交付年月日 | 工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた 者の住所及び氏名 |
|---------------------------|-------------------------------|---|
| 23中局建（開）第9号 平成23年 6月2日 | 東温市田窪字井手ノ上198番 3 | 東温市南方521番地 1 エスポータル紫音 A 101号 平 岡 祐 紀 平 岡 真 由 美 |

○愛媛県告示第779号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西予市三瓶町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成23年 6月10日

愛媛県南予地方局長 山 本 龍 典

○愛媛県告示第780号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、肱川町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成23年 6月10日

愛媛県南予地方局長 山 本 龍 典

○愛媛県告示第781号

次のとおり落札者を決定した。

平成23年 6月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 落札に係る物品等の名称及び数量 | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地 | 落札者を決定した日 | 落札者の氏名及び住所 | 落札金額 | 契約の相手方を決定した手続 | 入札公告日 |
|------------------------------|---------------------------------|------------|--|-------------|---------------|------------|
| 交通管制センター、サブセンター等 設備保守業務委託 | 愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2 | 平成23年4月20日 | パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社 四国社 香川県高松市勅使町18番地5 | 52,500,000円 | 一般競争入札 | 平成23年3月11日 |

公 告

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年6月10日

愛媛県知事 中村時広

| 申請年月日 | 特定非営利活動法人の名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 定款に記載された目的 |
|------------|----------------------|--------|---------------------|--|
| 平成23年5月30日 | 特定非営利活動法人 愛媛STYLE | 川崎 幸三 | 松山市宮田町131番地1 松山第一ビル | この法人は、就労可能な被生活保護者等の未就労者に対して、収入の安定につながる役務の提供と雇用希望企業での研修斡旋及び就労に必要な技術の習得に関する事業を行い、社会生活の自立再生に寄与することを目的とする。 |

労働委員会公告

○ 公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第18条第3号の規定により調停の申請があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第7条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成23年6月10日

愛媛県労働委員会

会長 白石喜徳

1 申請年月日

平成23年5月30日

2 関係当事者

申請者 宇和島市柿原1280番地

全国一般正光会労働組合

執行委員長 大野 久

被申請者 宇和島市柿原1280番地

財団法人正光会

理事長 渡部 三郎

3 事業の種類別

医療業

4 調停事項

組合員2名に対する懲戒処分の撤回等